さいたま市告示第１７６７号

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和２５年建設省令第４０号)第１０条により、次のとおり告示する。

令和８年１１月２０日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　位置指定道路の概要

⑴　道路の位置　　さいたま市岩槻区西原４０８５番３

⑵　指定の年月日　令和８年１１月２０日

⑶　指定の番号　　第北２６－０１９号

⑷　道路の幅員　　４．００　ｍ

⑸　道路の延長　　３４．１８ｍ